

お申込みから入所まで

1. お申込み

【お手続き】

ご家族等、お申し込み手続きをされる方が「入所申込書」を記入してください。

この申込書と「介護支援専門員の意見書」、「介護保険証の写し」を併せてご提出願います。

「介護支援専門員の意見書」は、在宅サービスをご利用の方は担当のケアマネージャ様、施設や病院へ入所(入院)中の方は、その施設のケアマネージャ様等に記載を依頼なされてください。

・社会福祉法人二王子会では、お申し込みにあたって、ご希望により、法人が経営する他の施設(とっさか、つきおかの里)への申請も一度の手続きで受け付けております。

・お申し込みの有効期間は、介護認定の有効期間とさせていただきます。介護認定が更新された場合は、お手数でも新しい「介護保険証の写し」を郵送または FAX でも結構ですのでご提出願います。

・入所申し込み後、他施設入所などで辞退される方はご連絡をお願いいたします。

2. 入所順位の検討

【入所基準】

入所していただく順番については、必ずしもお申し込みの順番とはなりません。ご家庭での介護の困難さ、緊急度に応じて入所いただくよう判定の基準を設けています。

この基準の着眼点は次の3点があります。これは、介護の必要度に対して、家庭の介護力(在宅サービスもできるだけ使って)が不足している度合いを考慮させていただいたためのものです。

1.介護の必要度

2.在宅サービスの利用度

3.主たる介護者・家族の状況

介護の必要度が高いのに一人暮らしなどで介護する人がだれもいないというような状況にある方は、もちろん最優先されます。また、家庭の介護力については、主たる介護者の高齢化、障害、疾病、就労、他の家族の育児、看病などの状況を数値化して反映いたします。いわゆる、老老介護、認認介護、シングル介護などでの困難さを重視する仕組みになっています。

【入所検討委員会】

判定基準によって入所の緊急度を公平に点数化した上で、さらに個別の事情を考慮する検討委員会を開催し、次のような点について審議して順位を決定します。

・家族の状況に関わらず、在宅介護では要介護者の生命や健康に重大な支障が懸念される切迫した事情。

・一人の介護者が複数の要介護者を介護しているような事情

・その他、判定基準には表れない困難な事情(介護支援専門員様の意見書「特記事項」など)

二の丸では、入所検討委員会を施設の専門職と外部委員を交え、概ね毎月で開催しています。判定基準により上位の点数にある方、および特に緊急性を勘案すべき事情のある方について検討を行います。

上記の判断基準により、入所の必要性が高い方でも、本人の心身の状態により適切な施設サービスが困難な時は入所できない場合があります。判定順位については、お問い合わせにお答えします。

3. 入所まで

【介護度や家庭状況の変化の連絡】

先にお申し込みいただいた状況に変化があった場合は、必ず、二の丸へご連絡をお願いします。ご連絡がないと古い情報のまま判定してしまい、現在の困難度を正しく反映できません。ご協力をお願いいたします。必要によっては「介護支援専門員の意見書」等を改めて提出していただく場合があります。

(状況変化の例)

- ・ご本人の介護度が変化し、区分変更申請によって新しい介護度が判定された。
- ・主として介護されていた方の健康状態、就労状況などに変化があった。
- ・ご本人が在宅から施設、病院へ入所・入院された。もしくは、退所・退院され在宅に戻られた。
- ・在宅サービスの利用状況が変わった。

【入所が近づいた場合のご案内】

入所順位が上位になられた方には、二の丸からご案内を申し上げます。入所に向けてのご準備をお願いします。

さらに進んで、二の丸に欠員が生じ、いつでも入所いただける状況になりましたら、最終的なご連絡を申し上げます。日取りについてご相談させていただき、施設入所となります。